

四街道市第8回農業委員会議事録

平成30年11月8日(木)

第8回農業委員会総会会議次第

日時： 平成30年11月 8日

午後 2時00分より

場所： 福祉センター3階第一会議室

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

8番 福田泰敏委員

9番 岡田英明委員

3. 議 事

議案第1号 農地法第5条による許可申請について

議案第2号 平成30年度第8次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号による農地転用届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地の転用事実に関する照会に係る回答について

報告第5号 農地法5条許可に伴う工事完了報告について

報告第6号 農地転用事実確認証明願について

報告第7号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（13名）議席順

1番 松戸芳子	2番 小金井貞夫
3番 林田静治	5番 橋本豊
6番 永野久雄	8番 福田泰敏
9番 岡田英明	10番 江原清
11番 中村永治	12番 井岡信夫
13番 船津守	14番 細野裕樹
15番 中村礼奈	

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	金親 信治
主 幹	池田 等
副 主 査	林田 良一
主 事	酒井 哲也

平成30年度第8回定例農業委員会総会議事録

日時：平成30年11月8日（木）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 第1会議室

1. 開 会

○議 長（船津会長） それでは平成30年度第8回定例農業委員会総会を開会します。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

○議 長（船津会長） 本日の出席委員は13名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、総会の成立することをご報告致します。

次に本日の議事録署名委員は8番の福田委員さん、9番の岡田委員さんをお願いします。

なお、本日は傍聴者がおりませんことをご報告致します。

3. 議 事

○議 長 それでは議事に移ります。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についてご説明致します。

整理番号1項ですが、申請地は、栗山の畑で、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、高速道路の四街道インターから300メートル以内であることから第3種農地と判断されるところでございます。

土地利用計画につきましては、譲渡人の畑545㎡のうち266.32㎡を含む全体2019.50㎡の敷地にコンビニエンスストアを設置するものです。農地については、転用を伴い賃貸借権を設定するものです。

周辺農地への被害防除についてですが、隣接に農地はありませんが、周囲をコンクリートブロック等で区画し、雨水等の流出を防止する計画となっております。

資金につきまして、金融機関の残高証明書により確認致しました。

また、信用につきましても、過去に重大な違反行為もなく問題ないものと思われれます。

他法令関係ですが、埋め立て等を行わないことから、残土条例は適用外です。開発許可については県の審査日今月22日までに本申請を受け付けする予定となっております。

以上のこと及び申請書等から、資力、用途の確実性、面積、周辺農地への影響等から各要件を満たしていると考えられます。

内容については、記載のとおりでございます。

位置につきましては、15ページから17ページの案内図をご覧ください。

説明は、以上でございます。

○**議長** 議案第1号につきましては、去る11月1日に第1班による事前調査会が行なわれております。班長の江原委員さん、説明をお願いします。

○**江原班長** 11月1日に1班のメンバーと地元委員並びに事務局で事前調査会を行いました。くわしいことは地元委員の方からお願いしますが、概ねは事務局が説明したとおりであります。補足の方を地元委員の方からお願いします。

○**議長** それでは地区担当の井岡委員さん説明をお願い致します。

○**井岡委員** 12番井岡です。譲渡人、譲受人、申請地、目的、登記項目等はただ今事務局並びに班長さんの説明の通りであります。この案件ですけれども、宅地の中に545㎡の畑のうちの266.32㎡の畑を利用するというので申請が出ています。

水周りに対しては合併槽。メイン道路より左に行った形で右に折れた道路に排水をする溝を設けまして、そこへ新たにU字溝を入れてそこにつなぐということで申請が出ています。

大型合併槽で南側の道路の方に流すということです。

宅地が今解体している状況でやっていますけれども、畑といっても直径1mぐらいの木が植わっているような状態です。というわけで266.32㎡のコンビニを敷地の中に設けるということで申請が出ています。以上です。よろしくをお願いします。

○**議長** ただ今議案第1号につきまして、事務局及び班長さん並びに地区担当の井岡委員さんから説明がありましたが、質問はありませんか。

岡田委員挙手

○**議長** 岡田委員

○**岡田委員** 今のお話の15ページの公図と16ページの地図。これの関係が分からないですけれども。

17ページの図は全体の計画図。16ページは登記部分。

○**事務局** 大変申し訳ない。斜線のところと全体の図面を差し替えます。

小金井委員挙手

○議 長 小金井委員

○小金井委員 ここに建物あったのでは。

井岡委員挙手

○議 長 井岡委員

○井岡委員 宅地の中の一部は畑ということで、今現在、宅地の中の建物を撤去、これを全部解体し更地にして、そこをコンビニにするということです。

江原委員挙手

○議 長 江原委員

○江原委員 現地調査の時にこの図面の建物らしき四角の部分は更地にしてありました。

○議 長 他に質問ありませんか。

永野委員挙手

○議 長 永野委員

○永野委員 今は木が生えているとのことですが、何10年と畑の耕作はしていなかったということで理解していいんですか。

井岡委員挙手

○議 長 井岡委員

○井岡委員 現状は畑であると言われて、ああなるほどという感じで、要するに畑というよりも山林見たいな形で登記上は畑です。木は大きくいっぱいあります。植えたんじゃなくて自然に生えた。

永野委員挙手

○議 長 永野委員

○永野委員 登記簿上の545㎡のうち266.32㎡を利用する際はそのまま登記上は畑ですけれども、残地についてはそのままですか。

井岡委員挙手

○議長 井岡委員

○井岡委員 畑というよりも傾斜で今まで耕作していた。登記簿上545㎡は畑ということで申請が出ていて、そのうちの266.32㎡を駐車場兼コンビニで使うということで申請が出ています。

過去は畑だったけれども、今は竹がいっぱい、草がいっぱい。説明不足かもしれませんが、266.32㎡を平らにしてブロックを積んでコンビニの用地ということです。

○議長 一応17ページの下の方の道と上の方の道とありますけれども、それはちゃんと杭を立てて確保してあります。ただ現状としては道としては利用されていないということです。

他に質問ありませんか。

(質問・意見なし)

○議長 それでは質問が無いようですので、採決をおこないます。

議案第1号につきまして許可として、県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号については、可決致します。

○議長 次に議案第2号平成30年度第8次農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 2ページをお開き下さい。

議案第2号農用地利用集積計画の決定について

四街道市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成30年度第8次農用地利用集積計画の決定を求められたものでございます。

3ページをお開き下さい。

平成30年度第8次農用地利用集積計画(案)でございます。

今回は7件であり、番号1から次ページの6までは、新規。番号7が更新で、すべて賃貸借となります。

番号1は、物井の水田で、65㎡。利用権の終期は、平成35年4月末日となっております。

この借受者は、物井を中心にこれまで水田を借受け、稲作をされている方です。

番号2は、鹿放ヶ丘の畑で、7, 0 0 0 m²。利用権の終期は、平成36年11月末日までとなっております。平成27年から大日、及び鹿放ヶ丘で利用集積を行っており、今回は、業務拡張による新たな利用集積となります。

番号3から次ページの番号6までは、山梨の水田で、同一の借受者で、新規就農者です。もともとは水田ですが、水持ちも良くないことから、畑として利用するとしております。利用権の終期はいずれも、平成35年11月末日です。

番号3は、山梨の水田で、1, 3 9 6 m²、番号4は、1, 9 3 0 m²、番号5は、9 1 6 m²。

4ページをお開き下さい。

番号6は、2, 1 5 6 m²。以上の4件で6, 3 9 8 m²となり5反歩要件を満たすこととなります。

番号7は、大日の畑で、3筆7, 9 1 5 m²。更新で終期は、平成33年11月末日までとなっております。

その他は記載のとおりです。

5ページをお開き下さい。

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等ですが、記載のとおりとなっております。

説明は以上です。

○議 長 ただ今、議案第2号につきまして、事務局から説明がありましたが、質問はありませんか。

永野委員挙手

○議 長 永野委員

○永野委員 どうして香取の方が物井の田を借り受けるのでしょうか。ちょっと説明をお願いしたいんですが。

江原委員挙手

○議 長 江原委員

○江原委員 駅前のロータリーの脇に耕作放棄地がいっぱいあるんですけど、積極的に借りてやっています。

確か大学の先生ですけれども、生徒を連れてきて講師というか実技研修みたいでほとんど手作業でやっていますね。バインダーで刈って、おだかけして、この間は脱穀していた。そんな風に使っています。地区を分けて先生が指導をしている。駅から近いということで最初は借りたみたいです。

岡田委員挙手

○議 長 岡田委員

○岡田委員 田植え稲刈り期はいいでしょうけど、年間を通じて管理はちゃんとやっているんですか。

江原委員挙手

○議 長 江原委員

○江原委員 はっきりいってよくやっています。

○議 長 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、採決を行います。議案第2号につきまして賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号については可決致します。

○議 長 続いて協議報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について事務局の説明をお願いします。

○事務局 6ページをお開き下さい。

協議報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

今回は2件です。整理番号1項は、市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、公衆用道路に転用するという届出で、整理番号2項は、商業ビルに転用するという届出です。

詳細は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 協議報告第1号について説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、協議報告第1号は終了致します。

○議 長 次に協議報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について事務局の説明をお願いします。

○事務局 7ページをお開き下さい。

協議報告第2号農地法第5条第1項第6号による転用届け出に対する専決処分について事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項から、9ページの8項までの、合わせて8件でございます。

いずれも、市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、権利の移転を受けて、駐車場3件、専用住宅4件、共同住宅1件に転用するという届出です。

詳細は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 協議報告第2号について説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、協議報告第2号は終了致します。

○議 長 続きまして協議報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の説明をお願いします。

○事務局 10ページをお開き下さい。

協議報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について

下記のとおり解約の通知があったので、報告致します。

この解約の理由についてですが、賃借人の高齢によるものでございます。

説明は以上です。

○議 長 ただ今協議報告第3号について説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、協議報告第3号は、終了致します。

○議 長 続いて協議報告第4号農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について事務局の説明をお願いします。

○事務局 11ページをお開き下さい。

協議報告第4号農地の転用事実に関する照会に対する専決処分についてご説明致します。千葉地方法務局より、農地の転用事実に関する照会が2件ありました。

整理番号1項は、大日字桜ヶ丘の登記地目、畑、現況雑種地の照会に対し、事務局で調査し、非農地と確認し報告しました。なお、この場所は市街化区域であり、同区域の場合は、農業委員の現地調査の義務はありませんので、事務局のみで調査致しました。

整理番号2項は、11月1日事前調査会メンバーと事務局で現地調査したところ、2-1の1、183㎡の一部909㎡については平成7年に5条許可済であります。2-2のうち274㎡については、現況山林となっており、いずれも、非農地で回答致しました。

その他の内容については記載のとおりです。

説明は、以上です。

○議長 協議報告第4号について説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議長 それでは質問が無いようですので、協議報告第4号は、終了致します。

○議長 次に、協議報告第5号農地法第5条許可に伴う工事完了報告について、事務局の説明をお願いします。

○事務局 12ページをお開き下さい。

協議報告第5号農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について
工事の完了報告書が1件提出されましたので、ご報告致します。

整理番号1項、太陽光発電施設への転用について、11月1日に事前調査会メンバーと事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了されておりました。

内容は記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○議長 協議報告第5号について、説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議長 それでは質問が無いようですので、協議報告第5号は、終了致します。

○議長 次に、協議報告第6号農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、事務局の説明をお願いします。

○事務局 13ページをお開き下さい。

協議報告第6号転用事実確認証明願に対する専決処分について

整理番号1項は、協議報告第5号で報告致しました工事の完了に伴い、転用事実確認証明願の提出があり、11月1日に事前調査会メンバーと事務局で現地を確認し、完了を確認したので、証明書を交付しました。

整理番号2項は、5月に完了し、工事の完了報告は済んでいますが、この場合、車両部品置き場への転用であり完了後6ヶ月の使用実績を要するため、今回、11月1日に事前調査会メンバーと事務局で現地を確認し、使用実績を確認しましたので、6ヶ月後の証明願の提出となり、証明書を交付しました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 協議報告第6号について説明がありましたが、質問はありませんか。

井岡委員挙手

○議長 井岡委員

○井岡委員 整理番号2ですけれども、塀が傾いていたんですが、どうなりましたか。

事務局挙手

○議長 事務局

○事務局 代理人に伝えてあり近々に直す予定です。

井岡委員挙手

○議長 井岡委員

○井岡委員 はい、わかりました。

○議長 今の説明は協議報告第6号の2の現地確認をしたんですけれども、その時には安全鋼板が畑に傾いていて直すと思います。

他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議長 それでは質問が無いようですので、協議報告第6号は、終了致します。

○議長 次に、協議報告第7号農地転用許可後の工事進捗状況報告について、

事務局の説明をお願いします。

○事務局 14ページをお開き下さい。

協議報告第7号農地転用許可後の工事進捗状況報告について整理番号1及び2について国から県を通じまして、調査依頼がございました。11月1日事前調査会メンバーと事務局で現地調査した結果、工事が進捗している状況を確認させていただきましたので、その旨を報告致します。

説明は、以上です。

○議長 協議報告第7号について説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議長 それでは質問が無いようですので、協議報告第7号は、終了致します。

○議長 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了致します。

4. その他

○議長 その他ということで、委員の皆さんの方から何かありましたらどうぞ。

細野委員挙手

○議長 細野委員

○細野委員 話は完結ということですが、先ほどの物井の田んぼは先生の大学はどちらですか。

江原委員挙手

○議長 江原委員

○江原委員 そこまで詳しくは覚えてはいないんですけども、大学の先生が生徒の実習用田んぼとして先生が出てきて生徒を連れてきてやっています。

事務局挙手

○議長 事務局

○事務局 先ほど6, 7年前に江原委員からお話があったんですけども、先生の紹介を次回の総会時まで用意しておきます。

○議長 他の委員さんからはございませんか。よろしいですか。事務局からはその他何かありますか。

○事務局 ありません。

○議長 それでは本日の会議次第の裏面をご覧ください。来月の開催予定について、事前調査会が12月3日 月曜日 第2班になります。

また、総会は、12月10日 月曜日、午後2時で、場所は福祉センター3階第1会議室です。

農地相談日は、12月3日に予定しておりますので、担当委員さんは事務局から連絡がありましたらお願いします。

5. 閉 会

○議長 以上で本日の日程はすべて終了致しましたので、会議は閉会致します。ご苦労様でした。

閉会午後2時40分